

仮設検査場の利用について

軽自動車検査協会岡山事務所では、昨年と同様に、繁忙期対策として「仮設検査場（第四検査コース）」を第2駐車場に開設（下地図参照）し、持込継続検査業務及び併設の窓口業務内容を実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

- 仮設検査場の開設期間 **令和3年2月8日（月）～令和3年3月26日（金）**
*令和3年3月29日（月）～令和3年3月31日（水）は閉鎖します。

検査業務内寄

- ①持込継続検査のみ（新規、構造等変更、限定検査証による検査は受けられません）
②検査時間 9：00～15：30（本場と同じ4ラウンド制により実施、ただし、検査台数の状況等により閉鎖します。）

窓口業務内容（併設窓口）

- ①予約方法に変更ありません。（整備振興会の会員様は仮設検査場設定枠を利用して下さい。）
なお、仮設検査場で確認・受付も可能です。
②検査手数料、自動車重量税の納付
③仮設検査場で持込継続検査を実施した検査証、検査標章（ステッカー）の交付

注意事項・「高さが2メートルを超えるもの」「地上高を低くさせたもの（エアスポイラ等含）」等の車両、及び検査に不慣れな方への誘導等ご案内はできませんので、本場の検査場において受検するようお願いいたします。
・周辺道路は狭隘ですので、交通事故等にご注意のうえ来場をお願いいたします。
・当日予約は受付できません。

